

都市問題等調査特別委員会の中間報告

本委員会は、令和5年第4回定例会において設置され、以来、前期における都市問題等調査特別委員会での成果を踏まえながら、福岡空港、住民自治、地域コミュニティについて調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれも多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査を進めていく必要がある。

1. 福岡空港に関する調査

福岡空港の機能強化等については、令和7年3月末の増設滑走路の供用開始に向け滑走路や管制塔の整備等が進められており、令和6年度上半期までに施設整備を完了し、下半期に通信設備の運用確認等が行われる予定であること、国際線地区では、北側コンコースの延伸により新たな搭乗橋が令和5年12月に供用開始されたほか、バスやタクシーなどの二次交通のアクセス空間となるホールや、国際線と国内線との移動時間を短縮する連絡バス専用道路などが、順次供用開始される予定であること、国内線地区では、ターミナルビル前の一般車降車場の一部が改良され、乗車も可能となる南乗降場として令和5年12月に供用開始されたほか、現在の約2倍の台数を収容可能な立体駐車場が令和6年春に供用開始となる予定であることや、ターミナルビルと一体となった、物販、飲食などの機能を備える複合施設が計画中であることの報告を受けた。

また、福岡空港のへり機能については、管理者である国において、東区奈多に移設され、令和2年3月26日に供用開始されて以降、令和2年度から3年間、環境影響評価条例に基づく騒音等の調査が実施されており、現在は調査結果の取りまとめが行われていることが報告された。

福岡空港の運営会社との連携については、福岡市・福岡国際空港株式会社協議会において、滑走路増設やターミナル整備を契機にアジアの未就航都市などの路線誘致に連携して取り組んでいくこと、国の策定する計画に沿って脱炭素化の取組を進め、本市のチャレンジ目標に貢献できるよう空港運営会社も努力すること、安全、安心で地域に寄り添った空港運営を継続することなどを確認したとの報告を受けた。

福岡空港については、滑走路増設の進捗状況、へり機能移設に伴う影響、運営

会社との連携等について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

2. 住民自治、地域コミュニティに関する調査

コミュニティ施策の取組については、自治協議会や自治会、町内会を中心として企業やNPO、学校などの様々な主体と地域の未来を共につくっていく「共創」の地域づくりに取り組んでおり、「地域コミュニティの価値の共有」として、専用ウェブサイトの開設や自治会、町内会の案内チラシの全面改訂などによる情報発信を行うとともに、全ての市立小学校に授業で活用できるリーフレットを配布するほか、地域コミュニティ固有の価値の共有、継承などを基本理念とし、自治協議会等の法的な位置づけや地域の負担軽減に関する市の責務などを規定した「共創による地域コミュニティ活性化条例」を令和4年4月に制定したとの報告を受けた。

また、「自治協議会や自治会、町内会に対する支援」として、地域広報アドバイザーの配置や共創による地域づくりアドバイザーの派遣、自治協議会共創補助金や町内会活動支援事業補助金の交付、ふくおか共創パートナー企業の普及や地域活動貢献企業の認定、不動産事業者との連携による広報に取り組むほか、各種研修会や公民館を通じた支援、デジタル化やオンライン化に関する支援などを実施していることが報告された。

また、「市の意識改革」として、研修の実施や共創の地域づくりの手引を通じた職員の意識改革や、事業の進め方の見直しなどに取り組んでおり、令和4年度には、町内会等及び自治協議会への協力依頼に関する規則の制定や、自治協議会等への協力依頼ガイドラインを策定し、7区会長会との意見交換を実施しながら、地域の負担軽減に向けた全庁的な取組を推進しているとの報告を受けた。

地域コミュニティについては、住民の関心の低下や地域活動の担い手の固定化、自治協議会や自治会・町内会にとって大きな負担となっている市からの依頼事項の削減などの課題の解決に向けた取組状況等について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。